

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

通信窓口 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

267 号

2025 年 11 月 18 日

一般社団法人
鍼灸マッサージ師会

21,248 筆署名請願が採択されるために

清水 一雄

石破前内閣総理大臣から高市内閣総理大臣が誕生することにより、衆議院厚生労働委員長は藤丸敏議員から 11 月 4 日に大串正樹議員に変わり、参議院厚生労働委員長は本田顕子（薬剤師）議員から 11 月 8 日に小川克巳（理学療法士）議員に変わりました。

【新衆参厚生労働委員長】大串議員とは協同組合兵庫県保険鍼灸師会総会、一般社団法人日本保険鍼灸



マッサージ師会総会に出席した時に面識があり、藤岡東洋雄理事長の計らいで両会顧問議員団の一人でもある大串議員の仲介によって療養費の支給ではなく療養の給付を目指して厚労省との交渉を行った経緯があります。厚労省とは議員さんを通さないと交渉は難しく会単独では会ってもらえません。

何れにせよ 11 月 20 日に「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会」役員会があり、大串正樹厚生労働委員長とのコンタクトについて提起します。そして小川克巳参議院厚生労働委員長にも折を見て面会する予定です。

【具体的にどうするか提案】

はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧の対象疾患はもっと広いと思いますが、現状療養費の支給においては昭和 25 年 1 月 19 日保発 4 号が出て以来 75 年の年月を経て、いわれなき医師の同意の縛りを受けています。このことは患者にとってはデメリット以外感じられません。必要と思った時や緊急を要する時にいちいち同意書を貰わなければならないということです。改善の第一歩として意味不明の医師の同意を無くし、はり・きゅうの 6 疾患とあん摩マッサージ指圧は傷病名に関係なく関節拘縮、麻痺を対象にし、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の裁量で健康保険の取り扱いを出来るように提案する。75 年間も痛みを背負った国民を放置し制度で縛り全くといっていいほど小手先の改善しか厚労省はしていません。

【請願をお願いした海江田万里議員訪問にあたって】

その後において、12 月 15 日（月）に面会予約を申し込んでいますが、国会会期末であり、都合は現在不明ですが現状確認をしたいと思っています。21,248 名のあはきを健康保険で受けたいという思いを実現するために請願が棄却ではなく、採択なるのにどうすればいいかを話し合わなければなりません。会員の皆様 15 日確定しましたら是非一緒に行ってみませんか。追ってお知らせするようにします。とても勉強になると思います。



国民が伝統医療も選べる健康保険制度の改善へ

「国民の会」全体で取り組む国会請願を

広報部 久下 勝通

鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師の健康保険制度からの排除

戦前の大正 11 年（1922 年）に公布された健康保険法は、自国の伝統医療を医療とは認めず、伝統医療を健康保険により国民に提供する医療と認めていませんでした。

日本は、1947 年（昭和 22 年）5 月 3 日施行された新たな憲法の基に、平和、民主主義の国造りが始まりました。昭和 22 年 12 月に開催された第 1 回の国会において、「あん摩、はり、きゅう及び柔道整復等営業法」が成立したのです。

この法律の第一条において、医師以外の者で、あん摩、はり、きゅう、柔道整復を業とする者は、あん摩師免許、はり師免許、きゅう師免許、柔道整復免許を取得しなければならない事が定められました。

免許を取得した者はそれぞれの免許が認めている、あん摩、はり、きゅう、柔道整復により、医業を行う事が認められたのです。

新たな憲法の基で新たな法律により、伝統医療を行う医療資格者が認められたにもかかわらず、健康保険法からの伝統医療の排除は戦前のままです。伝統医療資格者の医療行為は健康保険で国民に提供する医療とは認めない医療行政が続いているのです。

健康保険法 63 条（療養の給付）は以下の通りです。

「保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

一）診察、二）薬剤又は治療材料の支給。三）処置、手術その他の治療。四）居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護。五）病発又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護。」国民に提供する医療、療養の給付として認めているのは医師、薬剤師、看護師の現代医療の資格者のみです。

新たな憲法の下に、新たな法律により伝統医療を行う医療資格者が認められた、伝統医療を行うはり師、きゅう師、柔道整復師の治療は、療養の給付とすべきなのが当然ですが、伝統医療は医療とは認めない戦前の医療行政が継続しているのです。

第 87 条 療養費の支給は国民の医療を選ぶ権利を無視

第 87 条（療養費）どのような場合に、鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師の治療に対し、療養費が支給されるのか明らかにされています。

保険者が療養の給付等が困難であると認める場合、被保険者が保険医療機関以外の病院や診療所、薬局、その他の者から診療や手当、薬剤の提供を受けた場合で保険者がやむを得ないと認めるときは、療養の給付に代えて用療養費を支給することができる。

さらに、被保険者が保険医療機関でない病院や診療所あるいは薬局、その他の者から診療や手当、あるいは薬剤の提供を受けた場合で保険者がやむを得ないと認めるとき「療養の給付に代えて療養費を支給することができる」とされています。

伝統医療を患者が選べる療養の給付へ

保険者がやむを得ないと認めるときは、療養の給付にかえて療養費を支給するとされています。

国民自身が選ぶ医療ではなく、保険者が選び提供する医療です。保険者は厚生労働省の指示、通知により業務を行うのです。必要な医療を選ぶのは国民であり、根本的な改善が必要です。

問題は健康保険法 63 条「療養の給付」から、日本の伝統医療を行う鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師が排除されている事です。

健康保険法 63 条療養の給付に、鍼灸師の治療、あん摩マッサージ指圧師の治療、柔道整復師の治療を明記することです。明治政府以来の伝統医療蔑視の医療行政は転換が必要です。

伝統医療も「現物給付」にしなければ

兵庫県保険鍼灸師会の藤岡理事長は、昨年 6 月に行われた当会の総会での挨拶で、伝統医療の健康保険制度からの排除の実態について指摘され、伝統医療を「現物給付」にすべきことを訴えています。

「大正 11 年 4 月 22 日に作られた健康保険法は、今でも内容が変わっていません。『疾病・負傷もしくは出産に対し保険給付を行う』ということで、償還払い・受領委任などは法にはありません。昭和 10 年の代初頭から戦後昭和 25 年 1 月までは『現物給付』でしたが、保発 4 号通知により以後 73 年間も『現金給付』の扱いをされてきました。

法律どおりに権利の回復をしなければ問題の解決になりません。『現物給付』にし、土俵が違うところまで持っていくことが大事です。コンプライアンス、人権の回復に努めていきましょう。」

伝統医療も国民が選べる健康保険制度の改善へ国会請願を

健康保険制度の改善を求める請願を 217 国会に提出しましたが、「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会」の国会請願を検討し、再度の請願提出に取り組みしましょう。

請願の中で、健康保険法 63 条療養の給付に、伝統医療を行う鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師の治療も明記し、国民が自らの判断で自国の伝統医療も選べる制度へ改善していくことを明記する事を、明らかにすることが重要だと思います。

アメリカをはじめヨーロッパ諸国で統合医療の声が広がり、はり治療やマッサージ治療は各国で利用が広がる報告を目にします。伝統医療を国民が選べる健康保険法 63 条の改善案も明らかにし 国会請願に取り組みしましょう。

・会員のみなさん請願は国民の権利です。健康保険法に基づき伝統医療を国民に提供する立場から、さらに、健康保険の利用により健康を維持する国民の立場から、積極的に国会請願に取り組みしましょう。





栗はいかに守られても。
人も多量の物や人に守られて
いる事に気がつく事ない。
早く気づいて感謝しよう。

投稿／中野 郁雄様

いま、緊急に厚労省にやめさせねばならないこと！

在宅ケア部 山内 恵美子

会員の皆様、毎日の生活や仕事を熱心にされておられると思います。

今、私達（鍼灸あん摩マッサージ指圧師）は、将来の担い手を激減させられています。

ご存知のように、厚労省の独自の見解で受領委任療養費申請を許可する治療家の要件を厳しいありえないものにしました。

それは、「申請者は、既に1年間の営業経験があるということ」に限定したからです。

今も昔も、一般料金を支払う患者に固定的に来てもらうのは大変です。

保険治療の料金よりも一般料金は高額だからです。そのため患者に納得される技術と知識を求められるかもしれません。

それを新しく始めたばかりの治療家に求めるのは、無理というものです。

そのため初めの内は少しでも低料金にして、来院してもらうために保険治療を行いたいと考えるのは当然です。

その道を絶ち、一般料金で治療を始めることを強いて、それで患者が来院せずに営業が続けられないのなら、鍼灸マッサージ治療を辞めるしかないと言わされるのが、厚労省の考えです。

仮に、次々と治療院が潰れていったなら、治療を待っている患者は放置されることになるのです。

鍼灸マッサージ師の営業権と患者への思いを奪い、また身体の不調に苦しむ国民の治療を受ける権利を奪っているのです。

現在、民間企業が鍼灸マッサージ師を雇い入れ、派遣社員として募集をして来ています。その条件下で頑張って治療をされている治療家の方々には頑張って頂きたいと思います。

わたしたちには、開業権という医師と同格とも言える貴重な資格があるのです。

その権利を使えなくされている現状です。

厚労省は、鍼灸マッサージ治療院に患者が来ないように、また同意書やその他、保険者に有利な裁量権を与えるなどの条件を作って営業利益に結びつかないような色々な妨害をしています。

問題は現在、治療家である私達がなんとか乗り切っても、将来を担ってもらわねばならない新規の治療家が生き残っていけない状態にある事です。

同意書の撤廃と同時に、新規治療家に向けた受領委任療養費申請者の要件の撤廃は急務です。伝統的な文化遺産であり、また国民の被治療権を守るためにも、鍼灸マッサージ師の治療を途絶えさせてはなりません。

私達のような既に営業をしている者達が新規治療家を支え、後押しすることは、両者にとり、益となり不可欠なことです。

当会として会員が、その為の行動を話し合い提案し実行していく事が必要ではないでしょうか。

その姿勢を見てもらえれば、当会に入会したいと考える方も増えると思います。

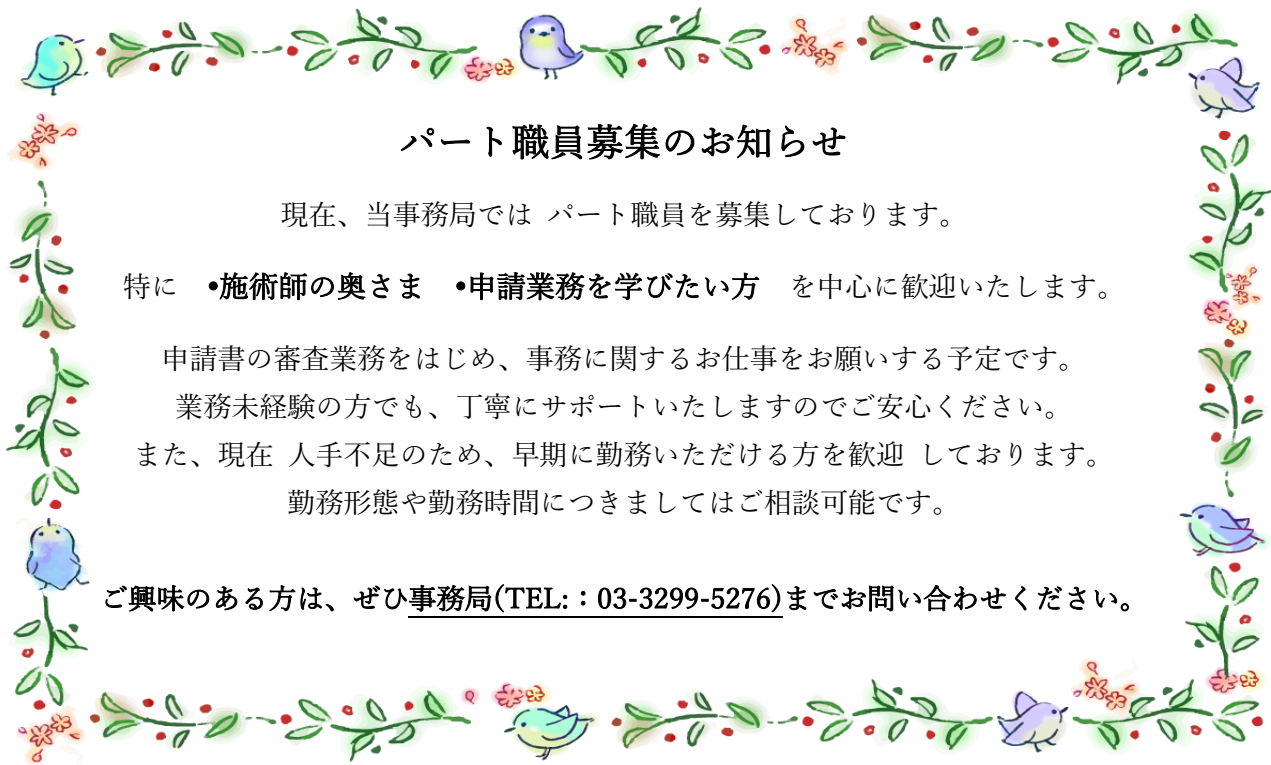
厚労省の通知行政に牛耳られている私達の医療を治療家と国民の望むものにしていきませんか？

最近、厚労省が行った生活保護費切り下げに最高裁から違憲判決が出ました。また日弁連が厚労省の裁量で決めるのではなく公的な機関で判断し決めるべきと提言しています。

私達の医療関連の厚労省通知も同様な部分が多くあると思います。

このような判決を得るためには、もっと多くの患者さんや国民の賛同者を得て、会員も結束を強めていく必要があることは、ご同意いただけるのではと思います。

まず会員の方々に、ご意見を事務局にご投稿頂きたくお願いいたします。その他の御意見も「事務局通信」の上部掲載のメールアドレス宛にご自由にご投稿下さい。お待ちしております。もっと語り合いたいです。



パート職員募集のお知らせ

現在、当事務局では パート職員を募集しております。

特に **・施術師の奥さま** **・申請業務を学びたい方** を中心に歓迎いたします。

申請書の審査業務をはじめ、事務に関するお仕事をお願いする予定です。

業務未経験の方でも、丁寧にサポートいたしますのでご安心ください。

また、現在 人手不足のため、早期に勤務いただける方を歓迎 しております。

勤務形態や勤務時間につきましてはご相談可能です。

ご興味のある方は、ぜひ事務局(TEL: : 03-3299-5276)までお問い合わせください。

今年（令和7年の）野外パーティーに参加して

清水 鏡晴

昨年は前日の大雨で止む無く中止になりました。今年は開催を願っていましたが、数日前から晴天に恵まれて無事開催出来ました。この野外パーティーは歴史があり今年で53回目の開催だとか。（凄い！）某政党関係の主催ですが関係団体が多数参加して盛り上げてくれます。我々社団法人鍼灸マ会はこの政党の直接の後援ではありませんが、責任者が関係団体に所属しており、毎年参加させて頂いております。



今回は出足が悪く中々マッサージの希望者が現れなくて心配していました。やっとお昼近くになってポチポチ依頼がありほっとひと息つけました。

お天気は快晴でしたが風が強く落ち葉がマッサージ用の毛布にパラパラと降り注いで、落ち葉と格闘しながらの体験でした。あとで聞いたのですが木枯らし1号だったとか。

少し離れた場所ではポニーに乗馬の子供連れが多数並んでいました。このポニーはほぼ無料なので子供連れの保護者には大変人気です。当会の会員さんもお子さん連れで遊びに来て楽しめます。また舞台では10時オープンから地元の太鼓や地域のバンド、プロの歌手、はては有名な「ひとみ座の人形劇」などがありました。

模擬店では毎年恒例の白を持参しての杵つき餅の販売、焼きそば、味付けこんにゃく、各種キッチンカーでの弁当販売などがあり、我々もお餅、こんにゃく、弁当などを皆で購入して合間に味わっていました。

またNPO法人東洋医療を考える会の山西理事長が今年も署名活動でご参加いただき、ありがとうございました。

今回のメンバーでは新入会員の辻先生が参加してくださいました。指圧の浪越学園の出身です。新入会の方が参加してくださいると、ボランティア活動も大変盛り上がり嬉しい限りです。来年も参加予定ですので、是非皆さんも会場に来て雰囲気味わって見ませんか。





稲田公園野外パーティーに参加して

白井 百合

11月3日、もうすぐ立冬に近いことに気づかされる風の冷たい文化の日。稲田堤駅から徒歩5分ほどの稲田公園にて、稲田公園野外パーティーが開催されました。去年は天候不順で中止になっていたの、久々の野外パーティーでした。当会のマッサージブースはスタッフ5名の体制で、マッサージ希望者を待ちました。午前中は、署名に来てくださる方がいたり、午後は数名の方がマッサージを受けていかれました。今年もお昼時は家族連れなどで賑わっていました。お餅や、焼きそば、玉こんにゃくなど、毎年恒例のお店を出しているところには、長い行列ができていました。例年と変わらぬ風景にも見えるのですが、よく見ると、お店の数は少し減っていたようです。ある他団体のスタッフさんは、私のマッサージ施術を受けながら、参加団体の高齢化による人手不足を吐露していらっしゃいました。健康（白）から病氣（黒）までのグレーゾーンをより明るくできるのが、鍼灸マッサージ。老いも若きも心身が疲弊した人の多い時代の要請に応えていくには、足元から見直していく必要がある。



田中榮子先生より

書籍紹介

やまゆり園事件と人権

藤井 克徳・池上 洋通・石川 満・井上 英夫（編著）

A5判、並製カバー、348頁、定価3520円（本体3200円＋税10%）

目次より

- I 章 旧優生保護法最高裁大法廷判決の意義と課題
- II 章 人権の視点から考える
- III 章 障害のある人・家族・住民の声から出発する
- IV 章 植松死刑囚の責任を問う
- V 章 施設、国・県・市の責任を問う
- VI 章 事件の再発防止とこれからを考える
- VII 章 優生思想と人権保障



お問い合わせ・申し込み先

自治体研究社 〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階

電話: 03-3235-5941 / FAX: 03-3235-5933 / E-mail info@jjchiken.jp



薬物常習者について考える

松本 泰司

俺はキメたい。どれがキマルか追求したい。
キメ感のテッペンで果てて燃え尽きてえ！



きめ一丸はテッペンではなくクレパスの底に落ちてます



以前上野駅近くの稲荷町のサウナで働いていた。客の中に老舗ヤクザの幹部がいた。背中からお尻、胸から手首まで立派な入れ墨が彫られていた。足の甲にも鮮やかなバラの入れ墨があった。ここまでの華やかな入れ墨は少ない。中学生で既に覚醒剤をやったと自慢していた。小太りの身体を揉んだが水っぽい豚を揉んでいるのかと思った。女のような柔らかい肉質なのだ。極道の世界を生き抜いてきたから厳つい身体をしているのかと思ったが違った。壮年の男の身体でこの虚証体質にはまず出会わない。

その後別な場所で全く同じ肉質を揉んだことがあった。私は柔整の専任教員の資格を持っていたので柔整専門学校で教鞭をとったことがある。

学校法人の傘下に PT/OT/介護福祉士/柔道整復学科などがあった。その法人に事務をしていた 40 歳近くの男性職員がいた。法人の事務局長からその人の体調が悪いと聞いたので施術をした。ヤクザの時と寸分変わらず虚証体質だった。覚醒剤を最低でも 10 年以上やらないと出来ない水豚の肉質だった。

事務局長からは彼の奥様も精神的に疲弊していると聞いていた。そりゃー家庭も壊れるわ。私は専門学校という堅気の世界に慢性の覚醒剤常習者がいるのかと啞然としたが黙っていた。

ある日学校の廊下でその事務員が私に近づき、顔近 20 cm で話しかけられたとき強烈な口臭に驚いた。覚醒剤を常用している人の中には口臭が強烈になる人が多い。普通の強さではない、ウツと息が止まる圧倒感がある。排水溝に顔を近づけた時の硫黄臭や、夏に靴下を履き替える為に臭いをかぎ分けるなどの意識的な臭気分別欲求が吹き飛ぶ強さである。

数年前、歌手の千〇マ〇アさんとお会いした事がある。彼女の長男は薬物を極めた人だった。次男は有名俳優との子供で薬物と関係ない。長男は各種の薬物を使い何度も捕まった。彼はマリファナが合法化されたオランダに渡った。薬物は続けると慣れてマリファナは効かなくなるのでアメリカに渡った。

薬物の本場はアメリカしかない。彼は薬物をやりまくって完全にジャンキーになった。その噂は日本にいるマ〇アさんに届いた。マ〇アさんは長男を迎えにアメリカに行き日本に連れ戻した。

ある時、長男さんが薬物講演を行った後私は長男さんに話しかけた。「覚醒剤をやるよりマリファナの方が身体にいいんじゃないですか」と言い、長男さんが「私もそう思うんですよ」と話していたら、それを聞いた知らない男性が話に割り込み「あんたら何を言ってんだ」とキレて会話が終わった。出来ればその体験談をもっと聞きたかった。もったいない事だ。

現在、千〇さんと長男・次男は薬物依存者の社会復帰施設であるダルクを経営している。貴重な経験を生かして社会の為に頑張ってくれ。

【海江田万里の政経ダイアリー】2025. 10. 31号

●高市内閣の誕生と臨時国会の論点

女性初となる高市総理が誕生して10日が経ちます。高市総理はこの10日間に国会での所信表明演説、ASEANと日本の会議に参加、トランプ米国大統領の訪日対応、慶州でのAPEC会議への参加、李在明韓国大統領との会談、そして習近平中国国家主席との会談(予定)など目まぐるしく行事をこなしてきました。内閣の支持率も好調で、そのことが高市総理にエネルギーを与えているようで、まずは順調なスタートに彼女の支持者は安堵していることと思います。

しかし、米国の原子力空母の艦上にトランプ大統領と並び、「ロックスター」のように右手のこぶしを突き上げ、米軍人の歓声にこたえている光景を見て、私は半世紀前の中曽根首相とレーガン大統領の日の出山荘における「ロン・ヤス会談」を思い出しました。奥多摩の自然の中で日米の首脳が、余人を交えず中曽根総理が点てたお茶と一緒に飲み、日本の伝統文化を味わい、平和について語り合った姿と今回の空母艦上の両首脳の姿の相違に私は若干の違和感と時代の変化を思わざるを得ませんでした。

いよいよ11月4日から国会で所信表明演説に対する各党の代表質問が始まります。所信表明演説を聞いていて気になったのは「責任ある積極財政」の言葉です。臨時国会で先ず行わなければならないのは物価高対策ですが、適宜適切な物価高対策を行うためにも、財政に対する基本的な考えが大きな影響を与えます。「責任ある積極財政」はこれまで経済学の世界では「成長責任」を果たすという観点で語られてきましたが、具体的には積極財政の結果責任は誰に対して負うものなのでしょうか。かつて私たちは「未来への責任」という形で国債の大量発行による次世代への付け回しを戒める言葉として使ってきました。高市首相は「責任ある積極財政」が具体的にどんな内容のもので、その結果責任をどうやって果たすのか国会での議論を通じて明らかにする必要があります。

また積極財政のリスクは長期金利の上昇を招き(すでに顕在化しています)、企業の資金繰りや住宅ローンなどを抱えた個人の負担が増えます。また金融緩和によって円安が進み(これもすでに顕在化しています)、物価高に拍車がかかります。

同時に「責任ある積極財政」と言うからには、財政支出を「量から質」へと転換させなければならないと考えます。先ず、ガソリンや食料品などの「当分の間税率」を廃止し、食料品の消費税率をゼロにするなど国民生活に直結する税制改革を行うことも重要です。さらに将来世代が安心して日本で生活できるように、社会保障制度を強固なものにすることや、再生可能エネルギーの推進や食糧の自給率を高めることも必要です。

高市総理の支持率が上昇した理由の一つに30~40代の若者世代の支持が大きいことが挙げられます。これまで国民民主党や参政党に向かっていったこの世代の人々が、高市総理に期待を寄せていることは明らかです。「高市総理なら何かやってくれるのではないか」の期待を裏切った時、高市総理の支持は急落すると思います。

かつて、2009年、鳩山政権が誕生した際の内閣支持率は、今回の高市総理以上のものがありました。しかし、それがわずか8ヶ月で20%程度に急落し、鳩山総理は退陣を余儀なくされました。株式市場に「山高ければ谷深し」の格言があります。期待感が先行した支持率の急騰は、その期待が裏切られた時に大きく落ち込むはずで

海江田 万里

海江田万里事務所(東京都第1区) 〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル

TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp

R07 年 11 月

1	土	
2	日	
3	月	申請書〆切 文化の日 野外パーティー(9:30~15:00) 場所: 稲田堤 稲田公園
4	火	申請業務
5	水	
6	木	
7	金	
8	土	
9	日	
10	月	事務局通信投稿締め切り 保険学習会(19:30~12:00)
11	火	
12	水	
13	木	
14	金	
15	土	
16	日	
17	月	事務局会議(10:30~12:00)
18	火	
19	水	
20	木	NPO 体験マッサージ(13:00~15:00) 国民の会役員会(18:30~20:30) ウーベル保険 R7 年 12 月加入申し込み締め切り
21	金	
22	土	
23	日	NPO 理事会(10:30~12:00) NPO 第 21 回総会(13:30~15:00) 安田節子先生 特別講演 (15:00~16:30) 場所: 上原社会教育館
24	月	
25	火	
26	水	
27	木	支給明細などの発送
28	金	療養費の振り込み
29	土	
30	日	

R07 年 12 月

1	月	「海江田万里を支える会」(11:30~13:00)
2	火	
3	水	申請書〆切 申請業務
4	木	
5	金	
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	
10	水	事務局通信投稿締め切り
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	事務局会議(10:30~12:00) 海江田万里衆議院事務所訪問予定
16	火	
17	水	
18	木	NPO 体験マッサージ(13:00~15:00) 国民の会役員会(18:30~20:30)
19	金	ウーベル保険 R8 年 1 月加入申し込み締め切り
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	支給明細などの発送
30	火	療養費の振り込み
31	水	冬期休暇(12/30~1/4)

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会 10

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会